

議案第1号

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 月形 祐二

理由

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）の規定に基づき、本広域連合における令和8年度及び令和9年度の保険料率を定めるとともに、同法施行令の一部改正（令和8年政令第4号）に伴い、現在の後期高齢者医療制度における保険料の賦課額を「基礎賦課額」とし、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額を「子ども・子育て支援納付金賦課額」として新設したうえで、それぞれの賦課額に係る賦課限度額、保険料の賦課総額及び所得の少ない者に係る保険料の減額の所得判定基準等について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「所得割額及び被保険者均等割額」を「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の保険料の賦課額」を「第2項の基礎賦課額及び前項の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第2項を第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

第6条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額）」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「前条第2項」に、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）」を「令」に、「以下「所得割率」」を「以下この条、第8条及び第9条において「所得割率」」に、「賦課額」を「基礎賦課額」に改める。

第7条の見出しを「（基礎賦課額の被保険者均等割額）」に改め、同条第1項中「第5条第1項」を「第5条第2項の基礎賦課額」に改め、同条第2項中「前項」を「前項の基礎賦課額」に改める。

第8条の見出しを「（基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用）」に改め、同条中「所得割率」を「第5条第2項の基礎賦課額の所得割率」に改める。

第9条の見出しを「（基礎賦課額の所得割率）」に改め、同条中「令和6年度及び令和7年度」を「令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額」に、「100分の11.83」を「100分の11.70」に改める。

第10条の見出しを「（基礎賦課額の均等割額）」に改め、同条中「

令和 6 年度及び令和 7 年度」を「令和 8 年度及び令和 9 年度の基礎賦課額」に、「60,004 円」を「66,340 円」に改め、同条の次に次の 5 条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第 10 条の 2 第 5 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第 10 条の 4 及び第 10 条の 5 において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第 5 条、この条本文及び次条から第 10 条の 6 までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第 11 条の 2 に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第 86 条の 2 の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第 13 条の 2 第 2 号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第 86 条の 3 で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第 313 条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第 1 項の所得割率に小数点以下第 4 位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 第 1 項の所得割額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第 10 条の 3 第 5 条第 3 項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第 13 条の 2 第 2 号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第 10 条の 4 第 5 条第 3 項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域に

わたって均一とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第10条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.25とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)

第10条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,339円とする。

第11条の見出しを「(基礎賦課額の賦課限度額)」に改め、同条中「第5条の賦課額は、80万円」を「第5条第1項の基礎賦課額は、85万円」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第11条の2 第5条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1千円を超えることができない。

第13条の見出しを「(基礎賦課総額)」に改め、同条中「賦課額」を「基礎賦課額」に、「第7条及び第8条」を「第5条、第7条、第8条及び第10条」に、「(以下「賦課総額」)」を「(以下「基礎賦課総額」)」に改め、同条第1号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同号イ中「(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額」を「(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)」に改め、同条第2号中「保険料の額」を「基礎賦課額」に改め、同条第3号中「賦課総額」を「基礎賦課総額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第13条の2 法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条、第10条の3、第10条の4及び第10条の6の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額及び第19条の規定により保険料を減免する場合にあっては、その減免する額を含む。)の合計額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額
イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。）の合計額

- (2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額をすべての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下第11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

第14条第1項及び第2項中「保険料の額」を「第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第3項中「額」を「基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第15条第1項第1号中「令第18条第4項第1号」を「令第18条第5項第1号」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

第22条第2項中「保険料の額」を「第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第3項中「額」を「基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第4項中「保険料の額」を「第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第5項中「額」を「基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例）

- 3 広域連合長は、令和8年度及び令和9年度の本則第15条第1項第1号の区分の被保険者の基礎賦課額について、当該年度分の保険料に係る第7条第2項の基礎賦課額に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。

福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
 (平成19年条例第26号) 新旧対照表

改正案	現行
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第5条 法第104条第2項本文の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)</u>第18条第1項第1号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。</p> <p>2 <u>前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)</u>に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</p> <p>3 <u>第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p>4 <u>第2項の基礎賦課額及び前項の子ども・子育て支援納付金賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u> (基礎賦課額の所得割額)</p> <p>第6条 <u>前条第2項の所得割額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この項及び次項において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)</u>の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第5条 法第104条第2項本文の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)</u>に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の保険料の賦課額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u> (保険料の所得割額)</p> <p>第6条 <u>前条第1項の所得割額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)</u>第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この項及び次項において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)</u>の合計額から地方</p>

改正案	現行
<p>他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「<u>基礎控除後の総所得金額等</u>」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第8条及び第9条において「<u>所得割率</u>」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文及び次項から第4項まで並びに次条から第10条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の<u>基礎賦課額</u>を算定するものとしたならば、当該<u>基礎賦課額</u>が、第11条に定める<u>基礎賦課額の限度額</u>を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第83条の規定により、<u>基礎控除後の総所得金額等</u>を補正するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(基礎賦課額の被保険者均等割額)</u></p> <p>第7条 <u>第5条第2項の基礎賦課額</u>の被保険者均等割額は、第13条第3号に規定する被保険者均等割総額を特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。</p> <p>2 前項の<u>基礎賦課額</u>の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p> <p><u>(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)</u></p> <p>第8条 <u>第5条第2項の基礎賦課額</u>の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。</p> <p><u>(基礎賦課額の所得割率)</u></p> <p>第9条 <u>令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額</u>の所得割率は、<u>100分の11.70</u>とする。</p> <p><u>(基礎賦課額の均等割額)</u></p> <p>第10条 <u>令和8年度及び令和9年度の</u></p>	<p>税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「<u>基礎控除後の総所得金額等</u>」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「<u>所得割率</u>」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文及び次項から第4項まで並びに次条から第10条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の<u>賦課額</u>を算定するものとしたならば、当該<u>賦課額</u>が、第11条に定める<u>賦課額の限度額</u>を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第83条の規定により、<u>基礎控除後の総所得金額等</u>を補正するものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>2～4 (同左)</p> <p><u>(保険料の被保険者均等割額)</u></p> <p>第7条 <u>第5条第1項の被保険者均等割額</u>は、第13条第3号に規定する被保険者均等割総額を特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。</p> <p>2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p> <p><u>(所得割率及び被保険者均等割額の適用)</u></p> <p>第8条 <u>所得割率</u>及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。</p> <p><u>(所得割率)</u></p> <p>第9条 <u>令和6年度及び令和7年度</u>の所得割率は、<u>100分の11.83</u>とする。</p> <p><u>(被保険者均等割額)</u></p> <p>第10条 <u>令和6年度及び令和7年度の</u></p>

改正案	現行
<p><u>基礎賦課額の被保険者均等割額は、66,340円とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)</u></p> <p><u>第10条の2 第5条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第10条の4及び第10条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。</u> <u>ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第5条、この条本文及び次条から第10条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条の2に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第13条の2第2号に規定する所得割総額</u></p> <p><u>(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額</u></p> <p><u>2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。</u></p> <p><u>3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。</u></p> <p><u>4 第1項の所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)</u></p> <p><u>第10条の3 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均</u></p>	<p>被保険者均等割額は、<u>60,004円</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>等割額は、第13条の2第2号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。</u></p>	
<p><u>2 前項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)</u></p>	
<p><u>第10条の4 第5条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)</u></p>	(新設)
<p><u>第10条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、100分の0.25とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の均等割額)</u></p>	(新設)
<p><u>第10条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,339円とする。</u> <u>(基礎賦課額の賦課限度額)</u></p>	(新設) <u>(保険料の賦課限度額)</u>
<p><u>第11条 第5条第1項の基礎賦課額は、85万円を超えることができない。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)</u></p>	第11条 <u>第5条の賦課額は、80万円を超えることができない。</u>
<p><u>第11条の2 第5条第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1千円を超えることができない。</u></p>	(新設)
<p><u>第12条 (略)</u> <u>(基礎賦課総額)</u></p>	第12条 (同左) <u>(保険料の賦課総額)</u>
<p>第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の<u>基礎賦課額</u> (第15条又は第16条に規定する基準に従い<u>第5条、第7条、第8条及び第10条</u>の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合)にあっては、その減額することとなる額及び第19条の規定により保険</p>	第13条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の <u>賦課額</u> (第15条又は第16条に規定する基準に従い <u>第7条及び第8条</u> の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合)にあっては、その減額することとなる額及び第19条の規定により保険料を減免する場合にあって

改正案	現行
<p>料を減免する場合にあっては、その減免する額を含む。)の合計額の合計額(以下「<u>基礎賦課総額</u>」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>基礎賦課総額</u>は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)の合計額(第19条の規定により保険料を減免する場合にあっては、当該合計額からその減免する額に相当する額を控除した額とする。)</p> <p>(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき<u>基礎賦課額</u>の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる<u>基礎賦課額</u>の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。</p> <p>(3) <u>基礎賦課総額</u>は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均</p>	<p>ては、その減免する額を含む。)の合計額の合計額(以下「<u>賦課総額</u>」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>賦課総額</u>は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。</p> <p>ア (同左)</p> <p>イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額(第19条の規定により保険料を減免する場合にあっては、当該合計額からその減免する額に相当する額を控除した額とする。)</p> <p>(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき<u>保険料の額</u>の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる<u>保険料の額</u>の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。</p> <p>(3) <u>賦課総額</u>は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均</p>

改正案	現行
<p>平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第13条の2 法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第15条又は第16条に規定する基準に従い第5条、第10条の3、第10条の4及び第10条の6の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額及び第19条の規定により保険料を減免する場合にあつては、その減免する額を含む。)の合計額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)</u>は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第1号の予定保険料収納率で除して得た額とする。</u></p> <p><u>ア 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額</u></p> <p><u>イ 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用(子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用(同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。)に限る。)のための収入の額(同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。)</u>の合計額</p> <p><u>(2) 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の広</u></p>	<p>額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額をすべての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下第11位未満は四捨五入するものとする。）</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合の保険料の額）</p> <p>第14条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る<u>第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額</u>の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る<u>第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額</u>の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p> <p>3 前2項の規定により算定した<u>基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額</u>に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>（所得の少ない者に係る保険料の減額）</p> <p>第15条 （略）</p> <p>(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（<u>令第18条第5項第1号</u>に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の</p>	<p>（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合の保険料の額）</p> <p>第14条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る<u>保険料の額</u>の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る<u>保険料の額</u>の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p> <p>3 前2項の規定により算定した<u>額</u>に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>（所得の少ない者に係る保険料の減額）</p> <p>第15条 （同左）</p> <p>(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（<u>令第18条第4項第1号</u>に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の</p>

改正案	現行
<p>当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地</p>	<p>当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2) 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地</p>

改正案	現行
<p>方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>31万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>57万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第16条～第21条 (略) (市町村が徴収すべき保険料の額)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村におい</p>	<p>方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>30万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に<u>56万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>2 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>第16条～第21条 (同左) (市町村が徴収すべき保険料の額)</p> <p>第22条 (同左)</p> <p>2 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村におい</p>

改正案	現行
<p>て徴収すべき<u>第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額</u>の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>3 前項の規定により算定した<u>基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額</u>に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p> <p>4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき<u>第5条第2項の基礎賦課額及び同条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額</u>の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p> <p>5 前項の規定により算定した<u>基礎賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額</u>に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>	<p>て徴収すべき<u>保険料の額</u>の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。</p> <p>3 前項の規定により算定した<u>額</u>に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</p> <p>4 保険料の賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき<u>保険料の額</u>の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う。</p> <p>5 前項の規定により算定した<u>額</u>に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>